

東海の古代

第177号 2015年05月

会長 : 竹内 強

副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一

投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

国家の成立と弥生墓の発達 から見る大和の遅れ

一宮市 竹嶋正雄

I. はじめに

一元史観による日本書紀によれば、大和と呼ばれるようになった奈良盆地には紀元前7世紀もの早くから国や邑が開け、近畿天皇家による統治が始まったとされている。しかし、唐古・鍵遺跡、纏向遺跡や多くの古墳から見えてくるものは決してそうではない。寧ろ他地域より遅れていたようである。

そうしたことを、国家の成立や弥生墓の発達から推考してみたい。参考書としては、『前方後円墳と吉備・大和』（吉備人出版、近藤義郎著、1997年）及び『古墳とはなにか』一認知考古学からみる古代―（角川学芸出版、松本武彦著、2011年）を用いた。

II. 国家の成立

i. 支配層の出現

一つの家族内で富の蓄積が起き、財産が形成されるようになった。この財産が父から子へ相続され、家族間に、より大きな富の差が起きていった。富を蓄えた家族は、その所属する共同体内の人々（親族および部族員）と対立し、一個の力になっていった。そして、この力が貴族および王の萌芽となり、支配者が誕生した。支配

者は捕虜を奴隷とし、また自己の部族員・氏族員までを奴隷化するに至った。この奴隷が部族間の争いに起用され、争いは組織的な略奪に変貌し、土地・食糧・水などの略奪が行われた。その行為が正規の営利源泉となっていった。これが魏志倭人伝に云う「倭国騒乱」である。

ii. 環濠集落の出現

縄文や弥生前期においては財産の私有が軽視され、共同・対等の政策や生活が行われていたが、次第に富が最高の善として賛美され、尊敬され、神聖化されて、財産の私有が人間の最高の目的となった。

富と財産は、自己防御だけに「武装した民衆」を、一家族に奉仕する「武装した民衆」に変化させた。つまり、他の部族・氏族は素より、自己部族・氏族に対しても使用できる「公的権力」が組織されたのである。この公的権力が支配層となり、国家の成立となったのである。その中心施設が環濠集落である。環濠集落は「公的権力」である支配層の生命・財産の集中管理施設である。つまり、米・その他の食糧の保管と他部族の襲撃から家族・部族・氏族を守る施設である。

iii. 環濠集落と共同体規制

共同体規制とは、家族、親族や氏族の間にある連帯共同規範、即ち共同・対等の政策や生活を守ろうとする規制意識である。環濠集落とはこの共同体規制（共同体意識）が崩壊し、支配層が台頭した集落である。

支配層は一家族である場合やその家族から分家した一族の中から現れ、「貴族・名門」と呼ばれる複数者によって組織された。また、支配層である組織の貴族が同部族の全民衆を「貴族」「耕作農民」「手工業者」の三階級に分け、さらに後者二階級区分の各氏族の構成員を特権者と被冷遇者とに分け、氏族を引き裂き、さらなる階級差を作り出し、相互に対立させることにより支配を強めていった。つまり、耕作農民の邑内で邑長と邑人に分け、手工業者の集団内で親方と作業者に分け、上意下達の支配をしやすくしたのである。

また、貴族である組織内の有力家族が一族の外部に独自の特権階級を作り、結束していった。即ち、氏族間での主従関係の萌芽である。このように、やがて環濠集落の長は、「国・国家」の長となり、王となっていったのである。

一方で、共同体規制に強弱が現れ、地域色が現れた。共同意識が弱く、支配力の強い地域と共同意識が強く、一族間での結束が強い地域である。前者では「貴族・名門」の発展があった。

後者では一族や部族の連帯に抑えられ、「貴族・名門」の出現が遅れた。このことは、環濠集落の分布密度に現れた。

前地域では環濠集落は大きい为数は少なく、分布密度が薄い。つまり、支配力の強い「王」による統治が行われた地域で、九州北部、吉備、出雲や近江・東海などである。

後地域は大和盆地と河内地域である。

「貴族・名門」の支配層の出現の遅れた大和盆地では原始民主制社会が最高度にまで発展した。つまり、縄文文化意識が残る、話し合いによる合議制組織による統治である。それが纏向遺跡や葛城地区に見られる政治的連盟政権である。

Ⅲ. 大和盆地の発展

大和盆地の環濠集落は長や王を生み出して国になった他地域の環濠集落と異なり、王を頂くという現象においては遅れた集落となった。しかし、一方では原始民主制社会を最高度まで発展させていた。

これは、列島の人口増加、交通手段の増強や交流・交易の増加により、列島中央の大和盆地

に異部族が多数集まり、各々が環濠集落を作ったために、一部族による地域単位での自主的処理が出来ず、処理の一部が部族間の共同評議会に移管されたということである。前述の纏向政治的連盟政権である。

そして、部族の連合体から単一部族団への融合がなされ、部族や氏族の過去の習慣法に優先する一般的な新しい部族法を成立させた。この法により、後に盆地に入ってきた異部族者であっても市民として認められる民主制社会システムが出来たのである。つまり、合議によりリーダーが選ばれたのである。

このような共同評議会である中央行政機関の設置が環濠集落の中で共同体規制を維持させ、貴族・名門の出現を遅らせたのである。また、狭い大和盆地の中に集まった異部族が各々に環濠集落を作ったため、その分布密度が濃くなった。このために隣の環濠集落との間が無く、小競り合いや唾み合いが発生した。環濠集落内では一族の結束が強くなり、共同意識が強く、民会による合議制が行われた。

よって、大和では一家族が他者を抑えた「貴族・名門」といった支配者の出現が遅れたのである。しかし、支配者ではないが、リーダーはいた。このリーダーたちが部族連合体を作り、部族間民主合議制が行われた。これが原始民主制社会であり、原始共同体執政機関による統治である。この機関リーダーが大和の王を務めることになり、近畿政権になったのである。

大和の原始民主制社会は環濠集落の分布密度が濃くなったために出来たのではなく、集まってきた異部族がそれまで大和盆地に生活していた縄文の人々と融和し、平等社会を営んでいた縄文の人たちの民主合議制を見習って出来上がった社会でもあると考える。

この原始民主制社会の共同評議会に、交通手段の増強により九州、吉備、出雲、近江、東海など各地からの参入があったと考える。この参入は各地の土器が発掘され、交流・交易の跡が伺われる都市型国家である纏向遺跡が示している。

Ⅳ. 弥生墓の発達から古墳へ

ⅰ. 弥生墓の特性

弥生墓の特性は共同集団墓地に現れており、その一つは地域や集団への帰属意識と個人の価値付けを現しており、二つ目は個々の埋葬どうしの空間的關係が明確、かつ複雑になっていることに現れている。

事例としては九州・吉備などにみる集塊墓である。それは村の近くにあり、先に掘られた墓穴に隣接させたり、その端を引っ掛ける様に墓穴を掘り埋葬している。九州北部の甕棺墓群がそれである。

九州北部の甕棺には厚葬の跡が見られるが、人物を神格化するような意図はなく、副葬品が少ない。また、この厚葬の風潮は、紀元一世紀以降には東へ行き、山陰の四隅突出墳丘墓の出現となった。

大和を除く近畿などでは、溝を四角に区切った内側に土を盛って墳丘をつくる「方形周溝墓」葬が行われ、この墳丘を10数基から100基以上を累々と連ねる墓域を発達させている。守山市の服部遺跡などである。これらの中の墓群で環濠のすぐ外側にあるものは、木棺が納められた方形周溝墳丘墓群で、親兄弟を葬った親族墓の集団墓であった。

弥生の墳丘の発展として墳丘の大型化や埋葬施設の入念化が進み、副葬品の増加が親族墓に認められるようになった。親族墓は紀元二世紀に入り、共同体規制の弱まりと共に、一家族の親子の埋葬墓から共同為政者の「キョウダイ」埋葬墓へと変化し、さらに個人墓へと変化した。

ii. 弥生墓から古墳へ

①九州北部の弥生墓の発展を見てみる。

- ・縄文晩期(BC 7世紀)：九州北西部に半島の影響を受けた支石墓が出現する。
- ・弥生前期中葉末(BC400頃)：甕棺墓が始まる。初めは小墳丘への埋葬であった。
- ・弥生前期後葉(BC350～300頃)：甕棺が方形周溝墓への埋葬となる。
- ・弥生前期末(BC300頃)：支石墓の終焉を迎える。
- ・弥生中期後葉(BC100～1)：九州北部の村近くの甕棺墓群がピークを迎え、有力「長」か「王」の墓と思われる中国鏡の副葬がある厚葬甕棺が現れる。須玖・岡本遺跡などである。

- ・弥生後期前葉(紀元1～100)：甕棺が廃れ、木棺・石棺に代わる。
- ・弥生後期後葉(150～250)：多数基を埋葬した「親族墓」から1～数基を埋葬した「個別墓」に変化する。

九州北部の弥生墓は、このような発展と変化の後に、「親族墓」から代わった「個別墓」が古墳へと変化していくのである。しかし、九州北部においては既に共同体規制が弱まっており、「王」の支配が始まっていたので、埋葬にあたり、敢えて被葬者を神格化する必要がなかった。

よって、近畿のような大きな墳丘を持つ墓とはならなかった。後に、九州に現れた大型墳丘墓の「前方後円墳」は大和盆地の共同評議会への参加者が大和で主流となった墓制を持って帰郷し造作したものである。

②近畿およびその周辺での弥生墓の発展を見てみる。

- ・弥生前期前半(BC600～450)：小墳丘の個人埋葬墓が始まる。この小墳丘墓は集落が大きくなり、環濠を持つ集落になると環濠内の一族の「親族墓」として方形の区画内に墳丘を築き埋葬するようになった。
- ・弥生中期前葉(BC250頃)：方形墓の周囲に溝を掘って区画した直接土葬の方形周溝墓が出現した。
- ・弥生中期後葉(BC100～1)：木棺への収納による埋葬が行われるようになる。それは環濠外側の村近くで行われ、方形周溝墳丘墓群を形成した。
- ・弥生後期前葉(紀元1～100)：唐古鍵遺跡のような大農村が衰退すると方形周溝墓群も姿を消し、大墳丘墓に代わった。
- ・弥生後期中葉(100～150)：大墳丘墓は木棺、木槨を持つようになり、副葬品も多くなる。
- ・弥生後期後葉(150～250)：大墳丘墓は親族墓から個人墓へ変化し、古墳の基礎となった。近畿およびその周辺の弥生墓は、このような発展と変化を起こしたが、その後に大和盆地の民主制社会に新たに参加した異民族が支配者になった時、その長の埋葬にあたり、権威を示すために神格化する必要から大型墳丘墓の「前方後円墳」を造り出した。

iii. 前方後円墳

古代中国に天は円く、地は方形という宇宙観があった。それは円形のほうが方形よりも格が上という考えの「天円地方の思想」である。これが倭国に伝わり、前方後円墳の成立に繋がったのであろう。

一方、各地の諸族の首長が推挙により大和に居住し、その首長の出身地の弥生墳丘墓や弥生集合墓地などが持つところの独自の族的祭祀施設形態である四隅突出型墳丘や方形・長形・円形周溝墓などの埋葬施設形態の変更が行われた。その変更は、大和盆地に集まった諸族首長の共同評議会の議題の一つに採り上げられ、政治的秩序として「前方後円墳」という新しい首長埋葬祭祀施設の創出に至った。

一元史観からすれば「前方後円墳」という新しい首長埋葬施設を造りだしたのは、大和族を中心に河内・摂津・山城などの親縁諸族を含む畿内勢力であるとされている。ところが、各地の弥生墳丘墓の研究の進展の中で、畿内中枢である大和・河内の諸族による影響がほとんど見えてこない。このことは、畿内中枢以外の優勢勢力が畿内勢力に加わったか、あるいは畿内勢力を排除したか、または包摂して主導していったか、ということを表している。つまり、「前方後円墳」の創出は畿内勢力以外の主導的優勢勢力の発案によるものである。その主導的優勢勢力の候補を、弥生墳丘墓を前方後円墳の方向に最も際立って展開させた地域の勢力であると考えれば、まずは吉備が挙げられ、ついで山陰を挙げることができる。中でも、吉備での中枢は備中であり、山陰での中枢は出雲である。

前方後円墳の規模は祭祀の頂点にあった大首長勢力との関係、首長としての在位期間や活動、祭祀や争乱にあたっての人員の動員能力、潜在的实力などによるものと思われる。

また、前期の大型前方後円墳が造られた纏向古墳群には、6～7系列の墳丘が重なりあった期間に造られた様子がある。これだけの首長を頂くほどの人口や生産力は纏向を含む大和盆地にはない。これは各首長の出身地域からの動員と調達によるもの以外にはないと考えられる。

V. まとめ

以上のように、九州北部では早い時点で国家が成立し「王」による支配が始まった。大陸・半島に近い鉄器の使用も早く、食糧の生産が多くなり安定した社会が出来上がり、中国・半島への朝貢や派遣が行われた。これが、建武中元二(57)年の倭奴国の奉貢朝賀である。

紀元2世紀に入った頃から人口の増加により、国と国の間で紛争が七、八十年続いたが、それも女王卑弥呼の共立で収まり、再び安定した社会が戻り、朝貢や派遣が復活した。

国家の成立に遅れた大和盆地では、環濠集落間の民主合議制にエネルギーが費やされ、各環濠集落内でその対応に追われていた。つまり、集落内では民会などの合議制が行われ、「王」を頂く国家の成立が遅れて、経済的余裕も無かったようである。

紀元2世紀後半になると全国から異民族の共同評議会への参加があり、評議会リーダーの交代もあり、大和盆地の王は定まらなかった。さらに、異民族の長は権威誇示のため神格化を図り、超大型墳丘墓を造った。大和・柳本・纏向の古墳群がこれである。これに費やされたエネルギーは膨大で経済的余裕は無くなった。つまり、中国・半島への朝貢や派遣を行う経済的・人的余裕は無かったのである。これは古墳時代と呼ばれる7世紀前半まで続くのである。

隅田八幡神社人物画像鏡銘文の 考察(その2)

—宮市 竹蔦正雄

I. はじめに

「東海の古代」第176号(前号)にて『人物画像鏡』銘文を考察し報告したが、日下大王(『記』大日下王、『紀』大草香皇子)の即位と崩御に検討を加えることなく、大日下王の即位と崩御を仁徳天皇の崩御と履中天皇の即位の間としたまま放置してしまった。これには無理があり、更に、この『人物画像鏡』の作られた理由の説明がつかないので、再検討、再考察を試みた。

II. 再考察

1. 皇位継承の再考

前号において皇位継承を『記』の享年をそのまま考慮して検討し、大日下王のそれを仁徳天皇と履中天皇の間としたため、大日下王の御世が干支一循の60年間と長くなり不具合を感じた。それは、天皇の崩御を『記』の年干支と『紀』の年譜より仲哀・壬戌を182年、応神・甲午を334年、仁徳・丁卯を367年としたことである。

そこで、神功紀の内容が干支を2循環り上げたものになっているとの説と、それに併せて応神紀と仁徳紀も一循変更させて再検討してみる。これは、仁徳と履中の間の大日下王の御世をなくすことを意味する。

2. 「日^{みよ}十大王年」と「癸末年」の再考

では、大日下王の御世はどうなったか。それを、「癸末年」の検討から推考する。

「癸末年」を前号では383年としたが、これを取り消して1循下げた443年とし、この年が允恭天皇の即位の年と推考する。一方、大日下王の即位は反正天皇の崩御の年である437年と推考する。つまり、大日下王の御世は437～443年と考える。

以上のことを踏まえて、皇位継承を表にする。

天皇名	仲哀	神功	応神	仁徳	履中	反正	大日下	允恭
即位年西暦	—	363	376	394	427	432	437	443
崩御年干支	壬戌	—	甲午	丁卯	壬申	丁丑	癸未	甲午
崩御年西暦	362	—	394	427	432	437	443	454
在位年数	—	14	18	33	5	5	6	11

(注) 応神天皇の即位年は、応神即位15歳とし、誕生を神功摂政前年の362年としたことによる。

3. 『人物画像鏡』の制作意図

この鏡の制作意図は、允恭天皇即位に当たり、前任の履中、反正、大日下の三天皇在位が5～6年と短期間であったので、允恭の後見役の大和息長氏が在位の長期を願い制作したものと推考する。

また、制作者は近江息長氏であったかもしれない。それは、「…遣いして奉る。」とあるので、忍坂宮より遠くにある近江国より行ったとも考えられる。更に制作担当も坂田郡朝妻邑の

渡来人団とも考えられる。

III. まとめ

前号での考察において、当拙稿による考察以外に変更はない。記紀において、大日下王の即位が抹消されたのは九州王朝と近畿王朝の係わりを隠さなければならなかったからと考える。

古代逸年号に関わる疑念

その6

名古屋市 石田敬一

17 なぜ法興寺は飛鳥寺に寺名を変えたのか

大越邦生氏は、『市民の古代』第7集(1985年)の「法興寺研究」において、次のとおり「法興」年号について述べられています。

つまり、法興寺の「法興」廃止は、九州年号廃止を意味しており、九州王朝の否認を意味している。なぜ九州王朝の拒否が起ったのか。

答えは明白である。白村江の敗戦における九州王朝の没落である。同時にそれは近畿天皇家にとっては自己のアイデンティティ確立の時期であった。そのため「法興」年号の忌避が起ったのである。

推古天皇の時代あれだけ尊重され、寺院の名にまで採用された「法興」年号、それはこの時代にすっかり色あせ、過去の九州王朝従属時代を思い出させる疎ましい響きでしかなくなってしまった。九州年号を近畿天皇家権力中枢で使うことは戒められたのである。天武紀に多数出現する法興寺の記事、それは当然「飛鳥寺」と表記された。このような理解が私には自然であるように思える。

結論を述べる。法興寺が飛鳥寺と表記された理由、それは九州王朝権威・権力の没落という政治的事件の反映ではなかったらうか。

私は大越氏の考えと違い、“法興寺の「法興」廃止は九州年号廃止を意味している”とは思いません。

『二中歴』などの年代記類には、少なくとも大宝元年までは古代逸年号いわゆる九州年号が連続しており、廃止の事実はありません。つま

り、法興寺を廃止し飛鳥寺に変えたことは、九州年号の廃止を意味しません。ましてや、書紀には、法興寺や飛鳥寺に関する記事があるのみで、年号「法興」について、一切記載はないのです。法興寺を飛鳥寺に寺名を変更したのは、九州王朝の権威・権力の没落が反映されたのではなく、蘇我氏が制定した「法興」を九州王朝である倭が忌み嫌ったからだとは思いますが。

天皇	年	寺名	主な関係記事
敏達元年	572	—	蘇我馬子宿禰爲大臣
用明即位前紀	585	—	蘇我馬子宿禰爲大臣
用明二年	587	法興寺	於飛鳥地起法興寺
崇峻元年	588	法興寺	始作法興寺
崇峻五年	592	法興寺	—
推古元年	593	法興寺	—
推古四年	596	法興寺	法興寺造竟
同三十四年	626	—	蘇我蝦夷臣爲大臣
皇極二年	643	—	入鹿擬大臣位
皇極三年	644	法興寺	—
皇極四年	645	法興寺	蝦夷・入鹿死去
大化元年	645	—	石川麻呂臣爲右大臣
大化五年	649	—	石川麻呂自害
同	同	—	巨勢徳陀・左大臣
齊明三年	657	飛鳥寺	—
齊明四年	658	—	左大臣巨勢徳太臣薨
天智三年	664	—	大紫蘇我連大臣薨
天智八年	669	—	赤兄臣拜筑紫率
天智十年	671	法興寺	左大臣蘇賀赤兄臣
天武元年	672	飛鳥寺	赤兄流刑
天武四年	675	飛鳥寺	—
六年	677	飛鳥寺	—
九年	680	飛鳥寺	—
十年	681	飛鳥寺	—
十一年	682	明日香寺	—
十三年	684	飛鳥寺	—
十四年	685	飛鳥寺	—
朱鳥元年	686	飛鳥寺	—
持統元年	687	飛鳥寺	—
二年	688	飛鳥寺	—

上の表をご覧ください。蘇我馬子・蝦夷・入鹿が健在の時には法興寺の寺名に変更はありません。しかし、乙巳の変（645年）で蝦夷・入鹿が亡くなると、巨勢徳陀は蘇我氏討伐に参加し、

その巨勢徳陀が左大臣である齊明三年（657年）には、法興寺の寺名は飛鳥寺に変わっています。ところが、齊明四年（658年）に巨勢徳陀が死去し、蘇我赤兄が左大臣になると、また飛鳥寺の寺名は法興寺に戻ります。しかしまた、左大臣の蘇我赤兄が流刑（672年）されると、時を同じくして天武元年（672年）には、法興寺の寺名が飛鳥寺へ変更されます。これ以降は蘇我氏の力は衰え飛鳥寺の寺名のまま変わらず続いていきます。

このように、法興寺の寺名の変更は、蘇我氏の興隆と衰退に相関しています。

大越氏は「白村江の敗戦における九州王朝の没落」が「法興」年号の忌避の原因とされますが、「法興」年号は白村江の前にも後にも書紀には出現しないことから、その説には全くうなずけません。

白村江の敗戦で九州王朝は大きな痛手を受け、確かに勢力が失われつつあったと思います。ただ、上表にも示したとおり、白村江の敗戦後の天智十年（671年）に、諸の珍財を法興寺の佛に奉納されたという記事があり、白村江の敗戦後も法興寺とあり、九州王朝の没落が、「法興」の忌避の直接の原因とはいえません。

つまり、法興寺を飛鳥寺に寺名を変更した理由は、決して九州王朝の権威・権力が没落したからではなく、蘇我氏の興隆・衰退とともに法興寺の寺名は連動したと考える方が正しい理解であると考えます。

なお、蘇我連子大臣の子の安麻呂は重用されず、蘇我氏の勢力は衰退していき、天武元年以降は、飛鳥寺の寺名が定着します。また、都が平城京へ移る際には、この飛鳥寺を残したまま、その後身として元興寺に寺名を変えて都へ移転することになります。

18 結論

これまで、17の項目において述べてきたとおり、「法興」が九州王朝の年号ではないからこそ、九州王朝の歴史を踏まえた『日本書紀』に「法興」は記述されなかったと考えます。

私は、「法興」は、阿每多利思北弧の年号であると考えより、蘇我馬子の年号であると理解した方がより合理的であると思います。

○ “逸年号「法興」”の小見出し

「東海の古代」170号（平成26年10月）

- 1 はじめに
- 2 「法隆寺釈迦三尊像後背銘」の「法興」
- 3 「伊予國風土記」逸文の「法興」
- 4 「法興」法号説
- 5 「始哭」非年号説
- 6 並列年号説と非年号説
- 7 終わりに

○ 「古代逸年号に関わる疑念」の小見出し

「東海の古代」171号～177号
（平成26年11月～平成27年5月）

- 1 古代逸年号は私年号か
- 2 古代逸年号の金石文発見はなぜ少ないのか
- 3 年号「法興」は法興寺の名称から名付けたのか
- 4 なぜ書紀は「大化」「白雉」を記述したのか
- 5 なぜ書紀は「白雉」のあと「朱鳥」以外の年号を記述しないのか
- 6 「朱鳥」元年の記事が特記された経緯
- 7 「朱鳥」改元記事を記述した理由は何か
- 8 倭と日本の関係について
- 9 書紀の性格
- 10 「法興元」の「元」について
- 11 なぜ年代記類は「法興」を記さないのか
- 12 「法興」についての私の考え
- 13 上宮法皇は阿每多利思北孤か
- 14 蘇我馬子大臣の死亡記事に関して
- 15 嶋大臣の死亡記事について
- 16 嶋大臣とは誰か
- 17 なぜ法興寺は飛鳥寺に寺名を変えたのか
- 18 結論

『二中歴』年代歴の「兄弟、蔵和」年号について

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

1 「兄弟、蔵和」年号

『二中歴』年代歴のうち、「兄弟、蔵和」年号については

兄弟 六年 戊寅

蔵和 五年 己卯 此年老人死

（尊経閣善本景印集成14『二中歴』^{*1}、82頁

※兄弟六年に異説として「一年」

と、記述されている。これを年表形式で表示すると、表1のとおりであり、蔵和年号は兄弟2年から5年までが重複している。しかし、通説では年号の重複を避け、「兄弟1年戊寅、蔵和5年己卯」としている。

2 蔵和年号記事

この年号の重複が実際に存在したとすれば、権力が分裂していたと解釈される。この解釈の傍証として、蔵和年号に「**此年老人死**」という記事がある。この意味については不明であり寡聞にして知らない。

ただし、老人を老人星と理解すれば、『史記』天官書第五に、次のように記述されている。

狼比地有大星 曰「南極老人」 老人見 治安 不見 兵起 常以秋分時候之于南郊

（中華書局版二十四史『史記』1306頁）

その北の方に在る大星は南極老人で、南極老人が見えるときは天下の治安はよいが、みえないときは兵亂が起こる。それで天子は秋分の時をもって、常にこれを南郊に候うのである。

（*現代語訳『史記』書・表、86頁）

つまり、老人が死亡したとする記事は、「老人星が見えなくなる」すなわち、内亂が起きた意味であり、兄弟という年号が、「兄弟」と「蔵和」に分かれたと理解できる。

倭国は兄弟による治世が存在したが、この時、権力が分裂し、「蔵和」年号を持つ勢力が派生し、

*1 『二中歴』：景印本。編集：（財）前田育徳会尊経閣文庫（編集）、八木書店、平成9年8月
翻刻本。『史籍集覧』第23冊、36頁、異説は記述されていない。

*2 現代語訳『史記』書・表：小竹文夫・小竹武夫訳、弘文堂、昭和32年12月

表 1

『二中歴』年号年表 (抜粋)

西暦	和 暦	年号	年数	干支	記 事	年号	年数	干支	記 事		
557	欽明	18	法清	4	丁丑	蔵和	1	己卯	此年老人死		
558		19	兄弟	1	戊寅					2	庚辰
559		20		2	己卯						
560		21		3	庚辰						
561		22		4	辛巳						
562		23		5	壬午						
563		24		6	癸巳						
564		25	師安	1	甲申						
565	26	和僧	1	乙酉	此年法師始成						

その五年後には、また統一されたと考えられる。どちらに統一されたかは不明である。

このような理解ができると思うが、後世になって、その意味がわからず、年号の重複は誤りであるとの考えに重きを置き、兄弟を1年、蔵和を5年とする通説になったと思われる。

なお、『日本書紀』欽明十七年正月条に

筑紫火君 百濟本記云「筑紫君児、火中君弟」

(日本古典文学大系『日本書紀』下、117頁)

と記述されており、「火中君」と「筑紫火君」の二人の兄弟がいたと思われるが、二人が権力を争った文献は不明である。

3 傍証

拙稿の説の傍証として、『宝光寺古年代記』*1の兄弟元年条に次の記事がある。

戊刀兄弟

天下芒鏡卜言健軍社作始也 老人皆死去云々

(『近畿南九州史談』第五号、80頁。刀：寅の略字)

「天下が騒がしくなり、健軍社を創建したと言う。老人が死去した。」と記述されている。

4 参考

(1) 「老人死」記述記事

・『日本帝皇年代記』の己卯蔵和年(元年)条。

老人諸国死

(『日本帝皇年代記』について)*2)

・『建長寺年代記』*3坤の蔵知己卯年(元年)条

日本老人皆死

(東京大学史料編纂所)

(2) 健軍社関係記事

・健軍大明神縁起

一、天照大神六代之孫神、神武天皇第二之王子阿蘇大神是也、兄弟天○正五年十二月廿四日十ノ歳、保口國司阿蘇大明神四社之一社健軍ニ御建立被成候、

「天○正五年十二月廿四日十ノ」の意味は不詳であるが、兄弟年号の記事ともいえなくもない。

・健軍社司今丑家系図

大先祖 (朱筆、以下同ジ) (行カ)
法昌國司阿蘇大宮司屋鋪ニテ育、其レヨリ健軍健軍社建立ニ

(成)
テ祠官ニ召下サレ修、時欽明天皇廿年 戊戌年

(『神道大系』神社編五十「阿蘇・英彦山」274・284頁)

欽明廿年は、己卯年で蔵和元年にあたる。

*1 『宝光寺古年代記』：東京市居住の坂田長愛氏所蔵から最終的に篠原亮氏が書写した年代記。宝光寺は当時時代(鹿児島県肝属郡田代町)の領主であった田代肥前守以久が建立した寺院。

*2 『日本帝皇年代記』：山口隼正著、『長崎大学教育学部社会科学論考』64号、2004年3月
インターネット「<http://hdl.handle.net/10069/6262>」

*3 『建長寺年代記』：建長寺所蔵の年代記を明治十八年に重野安繹が書写した景印本。

尊經閣善本影印集成 14 『二中歴』

年代歴
 羊始五百六十九年丙戌
 同結繩刻木以成文
 姓行五羊 元丁酉
 正和五年 元丙午
 備德五年 元丙辰
 寶樂二年 元辛酉
 元始五年 元辛酉
 和信六年 元辛酉
 健甕四年 元辛酉
 端政五年 元丙辰
 願轉四年 元辛酉
 元始七年 元辛酉
 仁王五年 元辛酉
 命長七年 元辛酉
 白雉九年 元辛酉
 朱鳥九年 元辛酉
 大化六年 元乙未
 白大寶始立年号而巳

日本古代新史

改定史籍集覽

年	代	歴	年	代	歴
564	師安	一年 甲申	564	和僧	五年 乙卯
570	金光	六年 庚寅	576	賢接	五年 丙申
581	鏡当	四年 辛丑	585	勝照	四年 乙巳
589	端政	五年 己酉	594	告貴	七年 甲寅
601	願轉	四年 辛酉	605	光元	六年 乙丑
611	定居	七年 辛未	618	倭京	五年 戊寅
623	仁王	十二年 癸未	635	僧要	五年 乙未
640	命長	七年 庚子	647	常色	五年 丁未
652	白雉	九年 壬子	661	白鳳	三年 辛酉
684	朱雀	二年 甲申	686	朱鳥	九年 辛戌
695	大化	六年 乙未			

〇年代歴
 年始五百六十九年内、卅九年無號不記支干、其間結繩刻木以成文、政
 繼體五年 元丁酉
 正和五年 元丙午
 僧聽五年 元丙辰
 寶樂二年 元辛酉
 元始五年 元辛酉
 和信六年 元辛酉
 健甕四年 元辛酉
 端政五年 元丙辰
 願轉四年 元辛酉
 元始七年 元辛酉
 仁王五年 元辛酉
 命長七年 元辛酉
 白雉九年 元辛酉
 朱鳥九年 元辛酉
 大化六年 元乙未
 白大寶始立年号而巳

(1) (読み下し) 年始、五百六十九年、丙、廿九年、号無く、干支を記さず、其の間、繩を結び木を刻み、以て政を成す。
 (2) 三年發祥成始文書記以前武烈即位(三年、發祥、文を成す。善記以前、武烈即位)
 (3) 舞遊始(舞遊、始まる)
 (4) 文書始出結繩刻木正事(文書、始めて出来ず。繩を結び木を刻むこと、止め畢る)
 (5) 法文、唐渡僧善知伝(法文の文、唐渡僧・善知伝)
 (6) 此年老人死(此の年、老人死す)
 (7) 此年法師始式(此の年、法師始めて成る)
 (8) 新羅人來從筑紫至播磨境之(新羅人來る。筑紫從り播磨に至り、之を境)
 (9) 唐法華經始渡(唐自り、法華經始めて渡る)
 (10) 法文五十具從唐渡(法文五十具、唐從り渡る)
 (11) 二年難波天王寺聖德建(二年、難波の天王寺、聖德建つ)
 (12) 自唐仁王經渡仁王會始(唐自り仁王經渡り、仁王會始まる)
 (13) 自唐一切經三千廿卷渡(唐自り一切經三千廿卷渡る)
 (14) 國、兼勝會始行之(國、兼勝會、始めて之を行)
 (15) 對馬銀採觀世音寺東院造(對馬の銀を採る。觀世音寺の東院を造る。或は、觀世音寺を東院(人名)造る)
 (16) 兵亂海賊始起又安居始行(兵亂・海賊始めて起る。又安居始めて行わる)
 (17) 任昭町取始又方始(任昭町取始まる。又方、始まる)
 (18) 大化六年、庚子(七〇〇)で終結。
 (19) (読み下し) 初要果を覽るに、皇極天皇四年を大化元年と爲す(或は、(読み下し) 已上八百八十四年、年号三十一代、(穴字) 年号。只人有りて伝へ、(大宝自り始めて年号を立つ)と云う而已(のみ)。
 (20) (読み下し) 已上八百八十四年、年号三十一代、(穴字) 年号。只人有りて伝へ、(大宝自り始めて年号を立つ)と云う而已(のみ)。

※ 1 『古事類苑』天部・歳時部での『二中歴』(翻刻)は、兄弟年号での異説が記述されていない。
 2 『日本古代新史』の「朱鳥九年辛戌」は「辛酉」の誤印刷

1 所在地

熊本県熊本市東区にある神社である。阿蘇神社（阿蘇市）、甲佐神社甲佐町、郡浦神社宇城市）と共に阿蘇四社とも称せられる。

2 祭神

健甕龍命、天御中主神、仲津彦神、仲津姫神、神渟名川耳命（綏靖天皇）、阿蘇津姫命、草部吉見神、速甕玉命、彦御子命、比咩御子命、新彦命、若比咩命、若比古命、新比売命、弥比咩命等を祀るが（天御中主神、仲津彦神、仲津姫神の3柱以外は全て阿蘇神社祭神）、もともとは境内にある国造社の神、火（肥）国造の祖である健緒組（健緒純にも作る）と見る説もある。

健緒組は『肥前国風土記』や『肥後国風土記』逸文によれば景行天皇の時代に肥（火）君の姓を賜ったといい、『国造本紀』によれば崇神天皇朝に火国造に定められたという。

3 由緒

熊本市内で最古の神社と言われている。社伝によれば欽明天皇19年（558年）に阿蘇神社の大宮司が同神社を勧請して創祀し、異賊征伐の為に社号を「健軍」と称したといい、後に阿蘇四社の一として阿蘇神社の別宮とされた。

初め「健軍宮」や健軍村竹宮と呼ばれ、または十二社大明神とも称せられて、健軍荘（現在の日赤病院周辺や小峰や新外、江津湖周辺の広い地域）の産土神社であった。

明治6年（1873年）に郷社に列し、昭和以降「たけみや」が「けんぐん」と音読されるようになり、地域名も託麻郡健軍村から熊本市健軍町となった。地域の基礎とも言える神社である。

4 境内社

- ・雨宮神社 - 雨宮大神
- ・美和神社 - 大物主大神、三穂津姫命、事代主命、猿田彦大神
- ・国造神社 - 速瓶玉命
- ・日吉神社 - 大山咋命、若山咋命
- ・天社神社 - 道君首名
- ・矢城神社 - 矢城山の山神、稻荷大明神、青龍龍神

（インターネット「ウィキペディア」による。）

都塚古墳

名古屋市 石田敬一

1 ピラミッド型方墳について

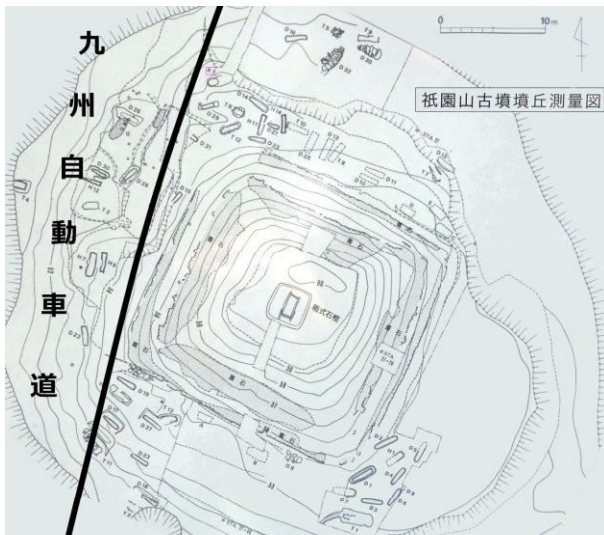
都塚古墳は、明日香村教育委員会と関西大学の調査により高句麗の古墳に似た石積みの階段状の方墳であったことが明らかになりました。2014年8月16日に現地説明会があり、「国内に類例は見当たらない」という報道（日本経済新聞、2

014年8月13日、2015年3月1日）がされています。ところが、九州や岡山を始め奈良盆地にも、石積みの階段状の方墳がありますので、この報道はやや正確性に欠けると思います。

福岡県久留米市御井町高良山の祇園山古墳は、2段の階段状の葺き石により造られたピラミッド型の方墳です。地元の皆様のご努力下、九州自動車道の建設から救われ本体の多くは残されましたが、残念ながら古墳頂上部にある石積は保存されずに蓋は無くなり雨ざらしのまま、周辺にあったはずの埋葬施設の多くは、失われているようです。4世紀という古い時代に、す

でに一边25m程度の方墳が造られていたことは注目に値します。ここからはヒスイ製勾玉、後漢式鏡、刀片の三種の神器が出土しています。

<祇園山古墳>



(<http://riki82.blog78.fc2.com/blog-entry-511.html>より)

(現地看板に九州自動車道等を入れて加工)

<大谷1号墳>



(http://blogs.yahoo.co.jp/kibi_iwakura/34214832.htmlより)

また、岡山県真庭市上中津井にある大谷1号墳は、上の写真のとおり5段に石を積んだ高さ9m、一边23mのピラミッド型の方墳でしっかりした石積みです。7世紀後半の築造とされ横穴式石室から金銅装環頭太刀が出土しています。岡山にはこのほかにも方墳が比較的多く存在しています。

奈良盆地内にも大きな階段状の方墳があります。

橿原市北越智町にある柘山古墳は、崇神天皇の皇子倭彦命の墓に比定されています。高さ15m、一边90mの三段の国内最大の方墳で、これを江戸時代に北東に位置した古墳を取り込み前方後円墳もどきに変造してしまった古墳です。表面で採取される円筒埴輪から、5世紀前半に築かれたとされますが、変造した段階で築造年代の判定の信頼性が失われたと考えられます。とりわけ、倭彦命の陵域には、次のとおり近習者を生き埋めにしたとの記事があります。しかし、埴輪は殉死の代わりに置かれるようになったものと私は理解していますので、円筒埴輪があるこの古墳について果たして倭彦命の墓と判断してよいのか疑問に思われます。

廿八年冬十月丙寅朔庚午、天皇母弟倭彦命墓。十一月丙申朔丁酉、葬倭彦命于身狭桃花鳥坂。於是、集近習者、悉生而埋立於陵域、數日不死、晝夜泣吟、遂死而爛鼻之、犬烏聚噉焉。

(垂仁紀二十八年)

この垂仁紀の記事によれば倭彦命の墓には近習者が生きたまま埋められたとされます。ところが築造年代判定は殉死者の発見ではなく、変造された際の埴輪によったとのことですから、この埴輪で築造年代を決めるのは誤っているでしょう。したがって、この方墳は倭彦命の陵墓の可能性は頗る低いと考えます。

また、高市郡明日香村大字越小にある岩屋山古墳は、高さ12m、一边45mの二段の方墳です。石組みが精巧でとても美しい横穴式石室を持っています。7世紀前半の築造とされます。

これらの事例と都塚古墳の関連について、考古学上の詳細な検討が待たれます。

2 都塚古墳について

都塚古墳は、蘇我馬子の墓とされる石舞台古

墳を見下ろす場所に位置することから、稲目の墓と報道（共同通信等、2014年8月13日）されています。また、泉森皎元樞原考古学研究所副所長の言として「6世紀後半に蘇我氏の根拠地といえる場所に、大規模な墓をつくることができるのは稲目しかいない」と報道する記事（MSN産経WEST、2014年8月13日）もあります。しかし、これらの報道は、ほとんど根拠がない想像の記事であると思います。

稲目の本拠地はどこであったのかを知るのに、書紀に、次の記事があります。

大臣跪受而忻悅。安置小墾田家、勲修出世業爲因。淨捨向原家、爲寺。（欽明紀十三年）

大臣は跪きて受けとり喜ぶ。小墾田家に安置し、勲に出世の業を修し因を爲す。向原家を喜捨し寺と爲す。

出世とは仏道に入ること、喜捨は進んで寄付・お布施することですから、稲目大臣は仏道に入って自らの家を寺として差し出したのです。その稲目の家が、小墾田の家、向原の家です。小墾田の家は、小墾田宮跡に位置します。また、向原の家は、現在の向原寺（広厳寺）の東に隣接する豊浦寺に位置すると思われま。豊浦寺は、豊浦宮の後に造られた寺であることが確認されています。つまり、稲目は、甘樫丘付近の明日香村大字雷から大字豊浦の辺りを中心に居住していることから、この辺りが稲目の拠点です。したがって、稲目の墓は甘樫丘の付近に位置したのではないかと思われま。一方、都塚古墳は、奈良盆地の東南のはずれにあり、この都塚古墳が稲目の墓とする報道は妥当性が無いように思われま。

稲目の墓は、30年間支えてきた欽明天皇の陵墓に近いところに存在するのではないかと思われま。

さらに、「石舞台古墳を見下ろす場所」との報道がありますが、石舞台古墳の築造年代を考慮すると、都塚古墳が造られた時には、石舞台古墳は存在していません。都塚古墳を築造したときに石舞台古墳が存在したのなら、それを見下ろすこともできますが、石舞台古墳そのものが無い時期に造墓されたのですから、何も無いこの地に稲目の墳墓を造る理由がなくなってしまう。石舞台古墳を見下ろすためにこの位置

に稲目の墳墓を造ったとする理屈は、成立せず、全く見当外れです。

都塚古墳の記事と同時期の2014年8月の報道で、朝日新聞が「慰安婦の強制連行」の記事が全くの誤報であったと認めた例もあり、記事の真偽については内容を十分に吟味する必要があるように思われま。

次に馬子の本拠地を考えま。

馬子の家は用明天皇二年(587)の次の記事にあるように、槻曲に邸宅を構えていたとされま。

由是、毗羅夫連、手執弓箭皮楯、就槻曲家、不離晝夜守護大臣。槻曲家者、大臣家也。

（用明紀二年）
是れゆえに比羅夫連、手に弓箭・皮楯を執り、槻曲の家に就き晝夜を離れず大臣を守護す。槻曲の家は大臣の家なり。

用明天皇の崩御の直前、用明二年の頃、蘇我と物部の対立が高まり、大伴比羅夫連は、手に弓箭・皮楯をとり槻曲の家に就いて馬子大臣の家を警護したとされま。槻曲の家の所在はいろいろな説があるものの不明です。ただし、書紀の記事から、蘇我馬子は槻曲と石川（樞原市石川町）の両方に邸宅を持ち、槻曲の家の仏殿には弥勒の石像を安置し、石川の家は仏殿には仏像を安置して祀ったとされま。石川の家は、石川精舎跡とされる本明寺でしようから、稲目の例に倣えば、槻曲の邸宅は石川の近隣に位置したと思われま。つまり、大方その所在は、石川（樞原市石川町）、軽（樞原市大軽町）から見瀬（樞原市見瀬町）にかけての地域にあったと推測されま。

次に、蝦夷の本拠地については、皇極三年の記事にあるように、蝦夷は、入鹿とともに上宮の門、谷宮の門として甘樫丘に住居を並び建てたとされま。すし、蝦夷は、蘇我豊浦蝦夷臣、豊浦大臣と呼ばれており、蝦夷は甘樫丘から豊浦の辺りに居を構えていたと考えられま。

したがって、稲目、馬子、蝦夷、入鹿の本拠地は、おおむね甘樫丘の西方もしくはその周辺にあったことになりま。

以上の状況を鑑みながら、それぞれの墓の所在を検討したいところですが、稲目や馬子は手がかりとなる史料はありません。ただ、蝦夷と入鹿の墓は、皇極紀には次のように、双墓であ

って蝦夷の墓は大陵で入鹿の墓は小陵であるとされ、唯一の参考となる記事です。

又盡發舉國之民、并百八十部曲、預造雙墓於今來。一日大陵、爲大臣墓。一日小陵、爲入鹿臣墓。

(皇極紀)

この双墓は、「今來」に造られたとされます。「今來」とは新たに渡来した者たちが住んだ地域と思われま^{いまき}す。大和国高市郡は、かつては今來郡と呼ばれ、渡来人たちが多く住み着いた所であるとされます。とりわけ高市郡檜前里が中心地であったとされ、それは『天皇陵古墳を考える』(学生社、2012年、高橋照彦他共著)によれば、現在の橿原市大軽町から明日香村檜前にかけてであると考えられます。

高橋照彦氏は、欽明陵は、書紀に檜隅坂合陵とあることから、坂合を模索し、坂合は「さかい」であって軽境(現在の橿原市大軽町辺り)すなわち「かるのさかい」であるので、橿原市大軽町の辺りは檜隅の区域の範囲にあるとされます。これに従うと、「今來」は南の明日香村檜前から北の橿原氏大軽町あたりまでのおおむね甘櫨丘の西の比較的南北に広い区域になります。

総じて、稲目、馬子、蝦夷、入鹿の墓は、「今來」であって、おおむね甘櫨丘の西方もしくはその周辺にあったといえましょう。

もし、稲目や馬子の墓が、都塚古墳や石舞台古墳であったとすれば、彼らの根拠地からかけ離れたところに位置しており、歴史に一時代を築いた稲目や馬子の墓にしては、遠慮がちな場所に造られた感が私にはぬぐえません。

「白鳳・大化」九州年号概考

名古屋市 佐藤章司

白鳳・大化の年号について、若干の認識を得たのでその概要を報告する。

1 白鳳改元

『「九州年号」の研究』(ミネルヴァ書房、2012年1月)の【例8】白鳳改元の項目(249～

250頁)では、白村江の戦いを前に白鳳と改元し筑紫から近江に遷都したとする『海東諸国紀』の記事を載せている。『日本書紀』では斉明天皇七年(661年)秋七月二十四日、天皇は朝倉宮で崩御されたとある。この斉明紀は、九州王朝の史書からの盗用と転用が多くみられ、この記事も九州王朝の天子である白雉(仮に呼ぶ)の崩御記事であり、跡を継いだ次期天皇(天子)の即位の後、遡って同年正月一日を白鳳元年正月一日としたものである。

すなわち、白鳳の改元は『海東諸国紀』に記す遷都が理由ではなく、天皇の崩御及び次期天皇の即位が改元理由であろう。

なお、天皇の崩御した朝倉は伊予(越智)にあったとする「斉明天皇と紫宸殿(明理川)」(「古田史学会報」112号)の今井久氏などの見解があり、紫宸殿地名や多数の白雉・白鳳の年号が遺存している。

2 大化改元

『「九州年号」の研究』の【例10】【九】大化改元の項目(252～254頁)では、持統八年十二月六日、藤原宮の遷居と大化改元は密接に関連すると記す。しかし、持統八年は694年であって大化元年(695年)ではない。要するに、695年に改元理由があつて、その年の正月に遡って大化に改元したと言うことになる。この695年に改元理由があるとすると、新益京は藤原宮ではなく九州王朝の都と思われるので、大化改元の理由は、筑紫の飛鳥浄御原宮からの遷都以外にない。

重要な視点は、持統五年(691年)、新益京の地鎮祭があり、約7カ月後の持統六年(692年)に藤原宮地の地鎮祭が行われたことである。

「京」と「宮」の地鎮祭が行われている。『日本書紀』『万葉集』共に遷都の記事はカットされているが、持統八年(694年)の藤原宮「遷居」の記事とともに「新益京の遷都」があつたはずである。九州王朝の大化元年(695年)の新益京の遷都、この視点が見えて来るだろう。

3 新益京

『日本書紀』(岩波書店、1994年9月)の注書きで新益京について「藤原京を指す。藤原京は

浄御原宮東北方に拡大された地域を占めるので、新たに益された京と呼んだのであろう」と記すが、新益京は筑紫にあった飛鳥浄御原宮から大和に遷都された都である。岩波文庫版の見解は、天皇家一元主義の典型例である。詳細は「東海の古代」156号（平成25年8月）の拙考「飛鳥浄御原宮と天皇の称号」を参照されたい。

4月の例会報告

○ 隅田八幡神社人物画像鏡銘文の考察

一宮市 竹嶋正雄

表題の銘文を分析し、日十大王は日下大王であると結論づけた。

○ 古代逸年号に関わる疑念 その6

名古屋市 石田敬一

書紀の記事を分析し、法興寺の寺名の変更は、蘇我氏の興隆と衰退に相関していると示した。

○ 「白鳳・大化・朱鳥」九州年号の考察

名古屋市 佐藤章司

白鳳・大化・朱鳥の九州年号の改元について、その理由を考察した。

○ 別冊『日本書紀』年表4（継体紀～推古紀）について

瀬戸市 林 伸禧

前回配布の書紀の年表について、解説編を除いた年表を新たに作成し、未定稿として発表・配布した。

従前と異なるのは、次のとおりである。

- ・横書きから縦書きとした
- ・天皇系譜を付記した。
- ・『日本書紀』記事に誤りが見いだされたので、個々の日単位記事ごとに原文および正解文を明示した。
- ・付表をもうけて誤り記事の状況を明示した。皇の殺害記事がある。
- ・推古紀は、記事の改変が頻繁に行われ、近畿天皇家が始めて中国(唐)及び新羅と通交をした記事がある。

○ 推古紀における新羅遣使—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

「東海の古代」176号で発表した「古代史覚書帳」について、推古紀十八年條の記事の分析から、推古十八年と二十四年七月の通交記事は、以下のようにそれぞれ二十八年、三十四年の事柄であったものが10年遡っていると推定した。

- ・推古二十八年（推古十八年）
- ・推古二十九年（推古二十九年）
- ・推古三十年（推古三十一年）
- ・推古三十四年四月（推古三十四年四月）
- ・推古三十四年七月（推古二十四年七月）

※括弧書きは『日本書紀』記事

例会の予定など

1 日 時

- ・5月17日(日) 13:30～17:00
- ・6月21日(日) 13:30～17:00 総会開催
- ・7月12日(日) 13:30～17:00

2 場 所

名古屋市市政資料館 第2集会室
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

3 参加料 500円（会員は不要）

4 駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台+α収容(無料)
- ・ウィルあいち駐車場：南隣、30分170円
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点東40分200円

5 交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
- ・市バス「市役所」、東徒歩8分

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会での研究報告、発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」をご用意願います。